

茨 契 第 1741 号

平成 29 年 3 月 10 日

各 位

茨木市長 福 岡 洋 一

(公印省略)

最低制限価格の事後公表対象案件範囲の拡大について

これまで本市の発注工事において、安易に最低制限価格での入札を行うことによる工事の品質や企業の技術力の低下を防ぐ目的として最低制限価格の事後公表を行ってきましたが、今回、測量・建設コンサルタント等業務委託につきましても、下記のとおり最低制限価格の事後公表を行います。

記

- 1 対象案件 測量・建設コンサルタント等業務委託で競争入札に付する案件
(入札方法にかかわらず全ての入札案件が事後公表となります)
- 2 実施時期 **平成 29 年 4 月 1 日以降**の入札公告及び指名案件から実施します。
- 3 公表時期 契約締結後に公表

※今回は茨木市建設工事等最低制限価格設定要領についての変更はありません。